



あいちで**農業**をはじめるには ～就農のためのガイダンス～

- 1 愛知の農業について
- 2 就農までの道すじ
- 3 各種支援制度について



1

1. 愛知の農業について

2

2

1 あいちの農業を知ってますか？

- 全国有数の農業県です！

愛知県は、自動車や機械などの製造業が盛んである一方、3,000億円を超える農業産出額を誇る全国有数の農業県でもあります。

→農業産出額(2023年)

3,207億円【全国第8位】

- 特に、野菜や花きの生産、畜産が盛んです！

野菜は、農業産出額の34%、花きは18%、畜産は33%を占めています。中でも、花きについては、昭和37年以降、全国第1位を続けています。

農業産出額の全国順位

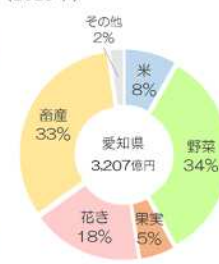
(単位：億円)

区分	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
第1位	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道
2	鹿児島	鹿児島	鹿児島	鹿児島	鹿児島
3	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城
4	千葉	千葉	宮崎	千葉	千葉
5	宮崎	熊本	熊本	熊本	熊本
6	熊本	宮崎	千葉	宮崎	宮崎
7	青森	青森	青森	青森	青森
8	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知
9	栃木	栃木	栃木	栃木	岩手
10	岩手	岩手	岩手	長野	栃木

農業産出額の作物別構成比(2023年)

(単位：億円)

品目	産出額
米	265
野菜	1,083
果実	177
花き	563
畜産	1,047
その他	72
合計	3,207



3

3

2 県内の各地域の農業

愛知県では海拔0mの地帯から700mの山間地域において、多様な自然条件や、名古屋市など大量消費地が近いという地理的条件を生かし、それぞれの地域で特色ある農業が営まれています。作目も多岐に及び、米・小麦・大豆を始め、野菜、果樹、花き、畜産物の生産が盛んに行われています。

名古屋・尾張地域

露地ナス、ダイコン、ネギで、新規参入した人がいます。
木曽川によってもたらされた肥沃な土壌を生かし、古くから野菜の栽培が盛んです。
都市近郊の産地としての特性を生かし、野菜や果樹、花きで多種多様な品目が生産されています。

海部地域

レンコンで新規参入した人がいます。
海部地域は木曽川のデルタ地帯に位置し、豊かな水と肥沃な土壌に恵まれた平坦な地域です。
この地域は、米の出荷が県内で最も早く、8月中旬から始まります。野菜や花きは、都市近郊という地理的条件を生かし、いちご、トマト、鉢花など、様々な品目が生産されています。

知多地域

露地野菜、有機野菜、イチゴで新規参入した人がいます。
1961年に愛知用水が通水し、農業が飛躍的に発展しました。現在では、乳用牛・肉用牛や鶏などの畜産が大変盛んです。また、ふきなどの野菜、みかん、ぶどうなどの果樹、洋ランなどの花き栽培も盛んです。

西三河地域

イチゴ、露地ナス、イチジクで新規参入した人がいます。
愛知県のほぼ中央に位置し、気候は温暖で交通の便が良く、古くから各種の産業が発展してきました。
農業は、矢作川を水源とする明治用水などの水利に恵まれ、米や小麦、大豆、てん茶、いちじく、カーネーションなどが有名です。

豊田加茂地域

ナシ・モモで新規参入した人がいます。
南西部の平坦地域と北東部の中山間地域からなっています。自動車産業で有名な地域ですが、農業も、米や小麦、大豆に加え、ナシなどの果樹、てん茶が盛んです。

新城設楽地域

トマト、イチゴ、ホウレンソウで新規参入した人がいます。
面積の88%を森林が占める中山間地域です。
農地面積は4%と少ないですが、鶏や肉用牛などの畜産が盛んです。また、夏の冷涼な気候を生かして生産されるシクラメンも有名です。

東三河地域

イチゴ、キャベツで新規参入した人がいます。
温暖な気候と豊川用水の恩恵に加え、交通網の整備等により、全国屈指の農業地域を形成しています。キャベツ、トマト、しそ、きく、ばら、シクラメン、うずら卵などの全国的にも有名な品目が生産されています。特に、ビニールハウスやガラス温室による野菜や花きの施設栽培が盛んです。

4



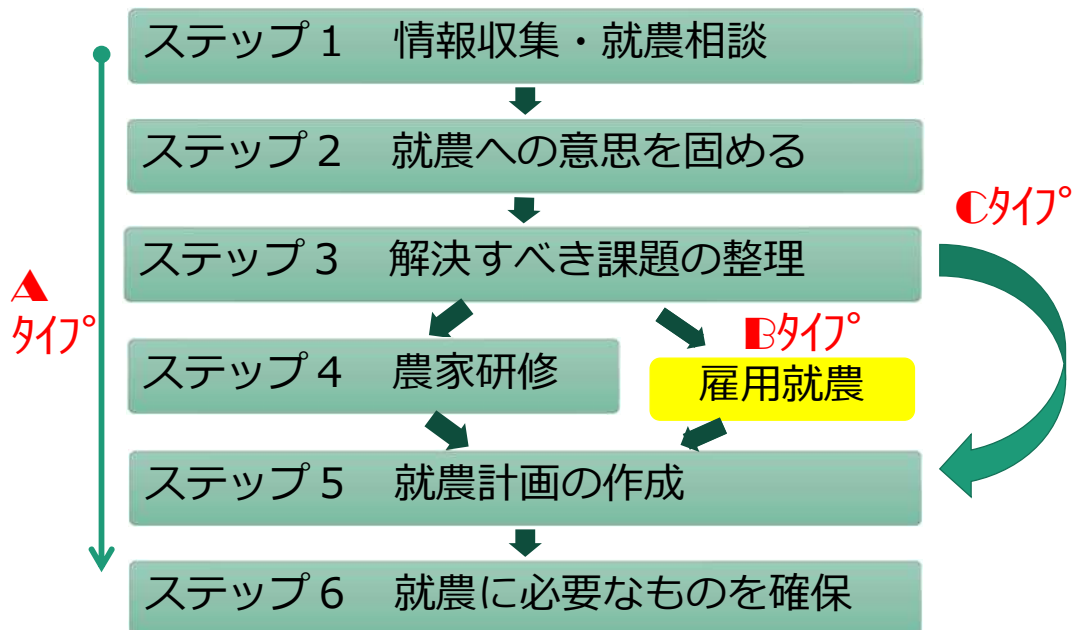
2. 就農までの道すじ

～就農に必要な準備～

5

5

就農のながれ



6

ステップ1 情報収集・就農相談

- 自分がやりたい農業経営（**地域、作目、所得目標、営農タイプ**）のイメージを固めましょう。

○想定される営農タイプ

営農タイプ	特徴
生産者組織の一員となって共同出荷する	主に農協出荷
直売・観光農園を行う	直売・狩り園
加工に取り組む（6次産業化）	資本金・販売力及び技術力が必要
有機農業	高い技術力が必要
やりがい農業	健康第一

- 地域内外の先輩農家から話を聞きましょう。

7

7

ステップ2 就農への意思を固める

農業を始める＝個人事業主になる

ヒト	モノ	カネ
• 技術力 • 経営管理能力 • コミュニケーション能力	• 農地 • 機械 • 施設	• 資金 生活資金 初期投資 運転資金

現状と就農までのギャップを把握



目標を設定し、解決する決意をする

農業は簡単
ではない！

8

ステップ3 解決すべき課題の整理

課題	主な解決策
①技術・知識の習得	1～2年の農家研修等
②農地の確保	各市町村農業員委員会に相談、農地法等の内容確認、近隣の農家から情報収集
③資金の確保	3年分の生活資金 開業資金、1年目の運転資金
④農業機械・施設等の取得	中古を中心に準備する
⑤販売先の確保	研修先農家から情報収集する
⑥住宅等の確保	自ら確保する
⑦家族の協力 地域との交流	家族の協力を得る、積極的に地域行事に参加する

9

課題1 技術・知識の習得

・研修先を探す

- ・就農希望地
- ・希望する品目
- ・1サイクル以上（1～2年）
〈播種－定植－栽培管理－収穫〉



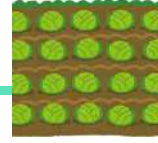
重要！

研修中に地域の農業関係者と積極的にコミュニケーションをとり、技術、農地、販路などについて情報収集をしましょう。

10

10

課題2 農地の確保



○農地の確保は「信用」が決め手！

- 地主の信用を得て、地域の一員として認められることが重要です。
- 研修先や親戚、知人、農協、農業委員会から情報収集しましょう。
- 候補地に何度（時間・季節毎に）も足を運び、周囲の状況（日照、水路等）を確認しましょう。

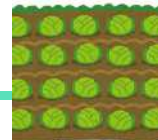
○農地の手続きは2通り

- 農地の貸借、売買は、農地中間管理機構を経由する方法と、農地法の手続きによる方法（農地法による許可が必要）の2通りあります。

11

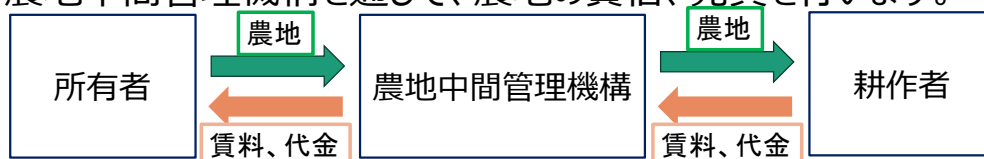
11

課題2 農地の確保



○農地中間管理機構を経由する方法は？

- 農地中間管理機構を通じて、農地の貸借、売買を行います。



- 就農地の市町村、農協等に相談してください。

○農地法の手続きによる方法は？

- 手続きは、就農地の市町村の役所・役場にある農業委員会で行います。
- 農地の貸借、売買は、農地法による許可が必要です。

○適正な手続きを経ず、権利移動すると法律違反になります。

12

12

個人が農業に参入する場合の要件（農地法 3 条）

要件	内容
① 農地のすべてを効率的に利用すること	研修実績・営農計画を持っていること
② 必要な農作業に常時従事すること	農地の取得者が取得後必要な農作業に常時従事（原則年150日以上）すること
③ 周辺の農地利用に支障がないこと	周辺の地域の農業上の農地利用に支障を生じないこと（水利調整、農薬の散布等）

13

13

課題 3 資金の確保

自己資金
が必要！

研修中から経営開始後に必要な主な資金

必要な時期	内容
研修中～ 経営開始後	生活費 * 1
研修中～ 経営開始前	施設 * 2、機械、装備、生産資材の準備
経営開始後	生産・出荷資材、動力光熱費、修繕費、 地代・賃借料等

* 1 単身世帯の年間の生活費190万円／年 【出典】家計調査報告2021年（総務省統計局）

* 2 新設ハウスの本体価格：1,500万円～2,000万円／10a（普及指導員聞き取り）

14

14

課題4 農業機械・施設等の取得

必要最小限の投資で！

- ・当初は必要最小限の農機具や施設を準備し、経営が軌道に乗りはじめてから徐々に装備を充実していくほうが堅実です。
- ・中古農機やリース、借り受けなどを活用し、負担を軽減しましょう。
(全国中古農機市場など)
- ・機械を格納する倉庫、出荷調整する作業場が必要となります。



15

15

課題5 販売先の確保

販売先	メリット	デメリット
市場出荷 (農協経由)	○出荷時間が少なくて済む ○販売代金の回収が確実 ○作ることに専念できる	×価格を自分で決められない ×出荷規格をクリアしないといけない ×個人のブランド化が図れない
直売所	○自分で価格設定ができる ○少量でも販売が可能	×パッケージ、配達などの作業が必要で労力がかかる ×販売量に限りがある
生協等店舗、 飲食店、消費者	○比較的利益率が高い ○自分で価格設定ができる	×販路の開拓が必要 ×数量の安定供給が求められる ×品質の維持が求められる

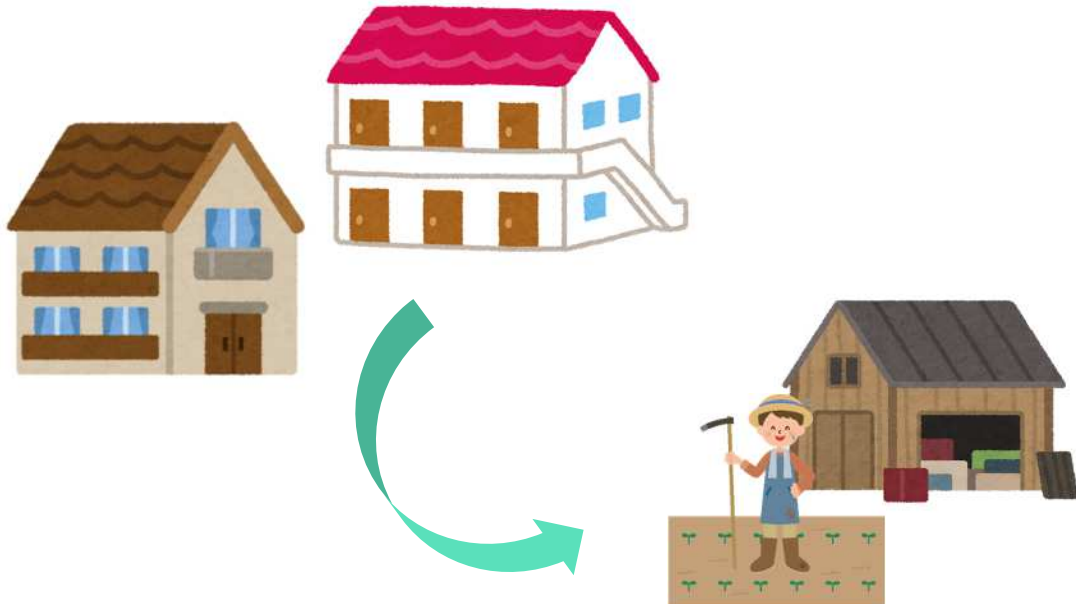
※ 手数料以外の経費

- ・運送費（ガソリン代、トラック出荷運賃、宅配便の配送料）
- ・出荷資材（段ボール、包装資材）
- ・出荷にかかる人件費等

16

16

課題6 住居の確保



17

17

課題7 家族の理解・地域に溶け込む

- 農業経営は家族の協力が必要となります。農繁期には手伝ってもらえるようにしましょう。
- 移住を伴う場合は、生活環境の変化や収入の安定性の面で理解を得る必要があります。
- **農業は自分一人では成り立たない**と言っても 過言ではありません。
- 円滑に営農ができる環境を整えるために地域との信頼関係が必要です。地域活動への参加とともに、**慣習や伝統行事を理解し**、地域の一員として**活動**する姿勢が必要です。



18

18

ステップ4 研修

- ① 先進農家・農業法人・生産組織
- ② 愛知県立農業大学校の
社会人向け研修
- ③ 市町村等が実施する農業塾

19

19

ステップ4 研修

- ① 先進農家・農業法人・生産組織

県の認定を受けた研修機関があります。

「愛知県で農業を始めたい人へ」で検索
「農業研修に関する情報」

- ・研修前に研修期間、内容、時期等について面談
- ・研修日誌の記帳

20

20

ステップ4 研修

② 愛知県立農業大学校

- ・ニューファーマーズ研修
座学は農大、実習は農家
野菜、果樹、花き、作物の4コース
- ・農業技術研修
職業訓練研修
露地野菜の実習と講義（平日5日）
- ・農業者育成支援研修
露地野菜の実習と講義（平日3～4日）

21

21

ステップ4 研修

③ 市町村等が実施する農業塾

就農地と目指す営農タイプに合った研修を受けましょう。

「愛知県で農業を始めたい人へ」で検索
「農業研修に関する情報」

- ・目指す営農タイプ
(担い手・直売・家庭菜園)
- ・農地あっせんの有無

22

22

ステップ5 就農計画の作成

➡ 面積あたりの収穫量・売上高・作業時間等を数値で把握しましょう。

経営目標 • 将来の農業経営目標（面積、所得）を明確にしましょう。

収支計画 • 就農後3年間は平均より低めの生産量で計画する。

投資計画 • 過剰な投資は絶対にしない。中古を活用。借りる。

➡ 就農計画は農地の確保や就農支援制度（青年等就農資金、新規就農者育成総合対策等）の活用するためにも必要です。

23

23

ステップ6 就農に必要なものを確保

就農前までに準備すること

農地の確保・農地の法的手続・資金の借受

施設の建設・機械・種苗・肥料・農薬・資材の購入

機械・資材等の保管場所の確保

販売先・販売方法の検討・部会や市場への申し込み

雇用を活用する場合は労働力

ほ場の除草・耕起・土壌改良

地域営農組織等へのあいさつ

24

24

応援してくれる人をたくさん持とう！

- ・地域の篤農家、普及指導センター、ＪＡ営農指導員等へ相談、技術指導を受ける。
- ・地域の区長や町内会役員、土地改良区へあいさつをしておく。（地域の世話役）
- ・生産者の組合・部会や４Ｈクラブへ加入する。
- ・新規参入の先輩、地域の同業者（や異業者）と情報交換を行う。
- ・ＪＡ、農業資材業者、農薬・肥料業者、種苗業者などの営業担当者と情報交換を行う。



25

25

新規就農者用 営農モデル一覧表
個人経営体（目標とする農業所得 250万円）

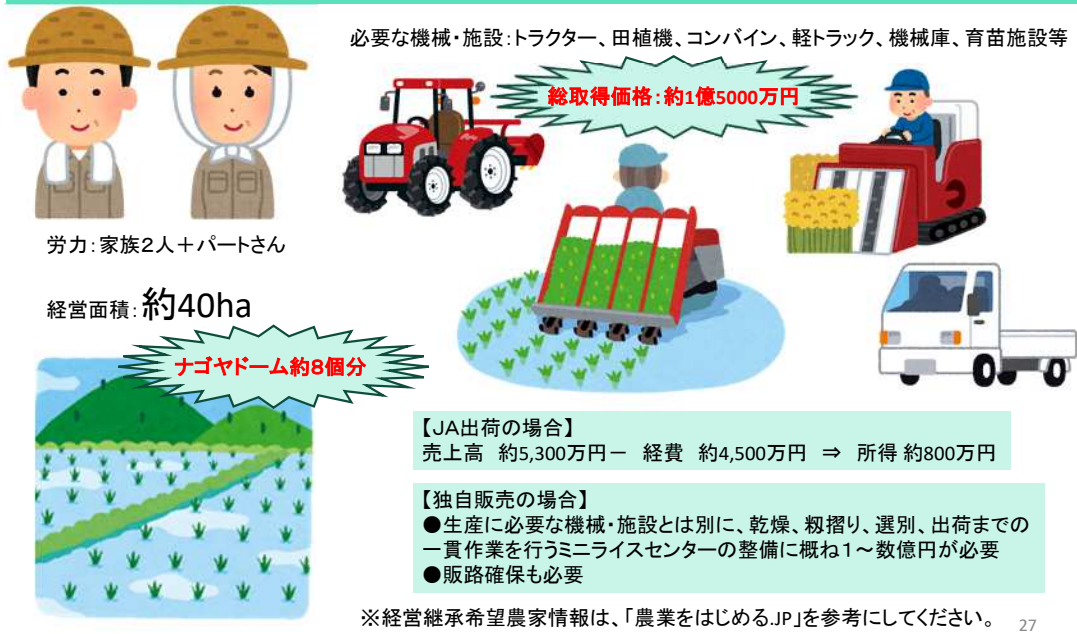
参考資料

作目	経営体モデル名	就農地域	品目	経営規模 (目標) (a)	10a当たり 粗収益 (千円)	10a当たり 経営費 (千円)	10a当たり 所得 (千円)	農業所得率 (%)
野菜	キャベツ主体	平坦	キャベツ	130	540	371	169	31
			スイートコーン	60	336	282	54	16
野菜	夏秋ナス	平坦	露地ナス	20	3,250	2,025	1,225	38
野菜	イチゴ	平坦	イチゴ	15	6,900	5,322	1,578	23
果樹	イチジク	平坦	露地イチジク	15	1,960	1,528	432	22
			施設イチジク	10	5,280	3,505	1,775	34
果樹	モモ＋ナシ	平坦	モモ	30	1,103	976	127	11
			ナシ(豊水・あきづき)	20	1,155	896	259	22
			ナシ(新高・愛宕)	30	1,440	930	510	35

26

26

【参考】 稲作経営の概要



27



3. 各種支援制度について

- ・青年等就農計画認定制度
- ・新規就農者育成総合対策
- ・青年等就農資金

28

28

青年等就農計画認定制度とは

新たに農業を始める方が、今後5年間の経営目標などを記した「**青年等就農計画**」を作成し、経営を開始しようとする市町村の認定を受けることにより、これらの認定を受けた「**認定新規就農者**」に対し、**早期の経営安定**に向けた支援措置を集中的に講じようとするもの。

1. 対象者

その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等で以下に当てはまる方。

- ・**青年（原則18歳以上45歳未満）**
- ・**特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）**
- ・**上記の者が役員の過半を占める法人**

29

29

? 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）とは・・・

- ・ 65歳未満のものであって、かつ、次の各号のいずれかに該当する者
 - (ア) **商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者**
 - (イ) 商工業その他の経営管理に関する**研究又は指導、教育その他の役務の提供**の事業に**3年以上従事した者**。
 - (ウ) **農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者**
 - (エ) 農業に関する**研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者**
 - (オ) (ア)から(エ)までに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者

30

30

2. 青年等就農計画の認定

○認定の要件

市町村は、申請された青年等就農計画が次の要件を満たす場合に、その認定を実施。

①その計画が市町村の基本構想に照らして適切であること

②その計画が達成される見込みが確実であること 等

年間農業所得目標:250万円以上

年間労働時間目標:2,000時間

3. 計画認定後のメリット措置

- ・ 青年等就農資金(無利子融資)
- ・ 新規就農者育成総合対策の支援を希望する場合は必須

31

31

○青年等就農計画 認定申請書

就農5年後に

★農業所得

250万円以上

★総労働時間

2,000時間/人

★経営の構想と目標

★目標達成に必要な
措置(機械・施設
等の導入計画等)

★技術・技能の習得
状況

青年等就農計画認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者住所

氏名<名称・代表者> (印)

年 月 日生 (歳)

<法人設立年月日 年 月 日設立>

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

青年等就農計画				
就農地	農業経営開始日		年 月 日	
就農形態 (該当する形態に レ印)	☐ 新たに農業経営を開始 ☐ 親(三親等以内の親族を含む。以下同じ。)の農業経営とは別に 新たな部門を開始 ☐ 親の農業経営を継承 ☐ 全体、 ☐ 一部 継承する経営での従事期間 年 月			
目標とする営農類型 (備考の営農類型 の中から選択)				
将来の農業 経営の構想	(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)			
	現状		目標(年)	
	年間農業所得	千円	年間農業所得	千円
	年間労働時間	時間	年間労働時間	時間
農 業	作目・部門名	現状		目標(年)
		作付面積 畝数	生産量	作付面積 畝数

32

○ 収支計画の実際

売 上【栽培品目・栽培面積・反収・単価で決まる】

1年目の収量は5年目
(目標年)の5~7割

			計画 1年目	計画 2年目	計画 3年目	計画 4年目	計画 5年目
①農業収入			486,000	2,070,000	4,158,000	5,994,000	7,680,000
品目① (夏秋ナス)	経営規模(a)			8	8	10	12
	単収(kg/10a)			5,000	7,500	9,000	10,000
	生産量(kg)			4,000	6,000	9,000	12,000
	販売単価(円/kg)			225	225	250	250
	売上高(円)		0	900,000	1,350,000	2,250,000	3,000,000
品目② (ブロッコリー)	経営規模(a)		18	30	60	80	100
	単収(kg/10a)		1,500	1,500	1,800	1,800	1,800
	生産量(kg)		2,700	4,500	10,800	14,400	18,000
	販売単価(円/kg)		180	260	260	260	260
	売上高(円)		486,000	1,170,000	2,808,000	3,744,000	4,680,000

33

経費【原材料費、機械・施設の減価償却費、雇用労賃、手数料など】

②農業支出		1,203,460	2,647,700	3,010,380	3,912,340	4,859,800
原 材 料 費	種苗費	72,000	140,000	160,000	200,000	250,000
	肥料費	156,000	230,000	260,000	320,000	400,000
	農業衛生費	34,000	209,000	209,000	209,000	256,000
	諸材料費	282,000	536,000	536,000	536,000	626,000
	動力・光熱費	132,000	371,000	371,000	371,000	454,000
	農具費	36,000	14,000	14,000	14,000	16,000
	修繕費	96,000	162,000	162,000	162,000	162,000
	土地改良・水利費					
	地代賃借料		30,000	30,000	30,000	35,000
	支払利息					
	共済金・租税公課	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	⑧減価償却費	262,000	688,000	771,000	771,000	771,000
	雇用費				600,000	1,000,000
	出荷販売経費	53,460	227,700	457,380	659,340	844,800
	雑費	40,000	30,000	30,000	30,000	35,000

34

減価償却費の例

軽車両は4年

区 分	台数・規模	取得価格	耐用年数	減価償却費	修繕費
軽トラック	1台	700,000	4	175,000	21,000
管理機	1台	500,000	7	71,429	15,000
動力噴霧器	1台	420,000	7	60,000	12,600
灌水装置	1式	160,000	7	22,857	4,800
防風ネット	30a	1,500,000	7	214,286	45,000
育苗ハウス	100㎡	1,100,000	10	110,000	11,000
トラクター20ps(中古)	1台	500,000	2	250,000	15,000
合 計	-	4,880,000	-	903,571	124,400

※農機具は7年、ハウスは部材によるが、10年など。
※中古で耐用年数を経過したものは2年

35

5カ年収支計画(抜粋)

ここが250万円以上の
計画を作成する

	計画 1年目	計画 2年目	計画 3年目	計画 4年目	計画 5年目
①農業収入	486,000	2,070,000	4,158,000	5,994,000	7,680,000
②農業支出	1,203,460	2,647,700	3,010,380	3,912,340	4,859,800
③農業所得 ①-②	-717,460	-577,700	1,147,620	2,081,660	2,820,200
④農外所得	0	0	0	0	0
⑤総所得 ③+④	-717,460	-577,700	1,147,620	2,081,660	2,820,200
⑥家計費	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000
⑦借入金償還額	0	0	0	0	655,000
手元に残る金額 ⑤+⑧-(⑥+⑦)	-2,417,460	-2,277,700	-552,380	381,660	465,200

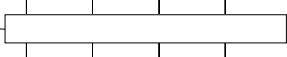
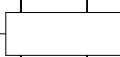
※ここに記載した収支計画は事例として作成したものです。
実際の数字とは異なる場合があります。

36

36

○ 栽培計画

- ・栽培する品目の作業計画を立てましょう。
- ・月ごと、作業労働毎の作業時間を計画する必要があります。
- ・適切な時期に作業を進めることが収量の確保につながります。

作目/月	規模 (a)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
夏秋ナス	12a												
年内どりブロッコリー	40a												
1, 2月どりブロッコリー	60a												



: 土作り



: 播種



: 収穫



: 土壌消毒



: 定植

37

37

○ 栽培計画(月別作業労働別作業時間)経営全体

作目・作業名/月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
育苗	0	0	0	10	6	0	0	44	66	0	0	0	126
耕起	6	0	0	6	0	0	0	14	0	21	0	0	47
畝たて・播種	0	0	0	6	12	0	0	20	12	36	0	0	86
定植	0	0	0	0	10	0	0	0	40	60	0	0	110
栽培管理	0	0	0	0	0	24	24	24	42	69	45	0	228
中耕・除草	0	0	0	0	0	0	0	12	19	29	0	0	60
収穫	66	66	33	0	0	12	180	216	216	180	44	44	1,057
包装・荷造り・出荷	66	66	33	0	0	5	96	108	108	84	66	66	698
後片づけ	22	0	0	33	0	0	0	0	0	0	10	0	65
計	160	132	66	55	28	41	300	438	503	479	165	110	2,477
(うち雇用時間)								200	200	200			600

自家労力 160 132 66 55 28 41 300 238 303 279 165 110

自家労力計 1,877

38

○ 夏秋ナスの生育

定植後 3 週間



収穫最盛期



39

○ ブロッコリーの生育

育苗



移植機



定植後



収穫期



40



【就農後の支援】

経営開始資金

【対象者】

- ★ 認定新規就農者(就農時49歳以下)
新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち、
リスクのある取組を行う者が対象

【支援額】

12.5万円/月(150万円/年)×最長3年間

※前年の世帯所得が原則600万円以下が対象

※その他要件を満たし、市町村に承認される必要があります

43

43

【新規の経営開始への支援】

経営発展支援事業

機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、リース料等が対象

【対象者】

- ★ 認定新規就農者(就農時49歳以下)
新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)が対象

【支援額】

上限750万円(国費＋県費)

(経営開始資金の交付対象者は上限375万円)

【補助率】

国 1/2、県 1/4

44

44

【新規の経営開始への支援】

新規

経営発展支援事業＜地域計画早期実現支援枠＞

①機械・施設等の修繕・移設・撤去等、②機械・施設等の導入が対象

【対象者】

★ 認定新規就農者(就農時49歳以下)等

(令和4年4月以降に農業経営を開始した者)

※過去に経営開始資金・経営発展支援事業の交付を受けていないこと

【支援額】

国費上限600万円

【補助率】

①国1/3、都道府県又は市町村1/3(任意)

②都道府県支援分の2倍を国が支援(国上限1/2)

45

青年等就農資金とは

○青年等就農資金制度について

○ 新規就農者の定着を促進するため、新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設の整備等を支援。

1. 青年等就農資金の対象者

その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から

「青年等就農計画」の認定を受けた 個人・法人
つまり、「認定新規就農者」

46

2. 青年等就農資金の借入条件等

農地の取得には
使えません！！

○資金使途

- ① 農地・牧野の改良、造成に必要な資金
- ② 農地・採草放牧地の賃借権等の取得に必要な資金
- ③ 果樹の植栽、育成に必要な資金
- ④ オリーブ・茶・多年生草本・桑・花木の植栽、育成に必要な資金
- ⑤ 家畜の購入、育成に必要な資金
- ⑥ 次に掲げる費用の支出に必要な資金
 - ・ 農機具、運搬用機具等の賃借権の取得に必要な資金
 - ・ 創立費、開業費等に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
 - ・ 農薬費、肥料費、飼料費等に充てるのに必要な資金
- ⑦ 次に掲げる施設の改良、造成、取得に必要な資金
 - ・ 農舎、畜舎、農機具及び運搬用機具等
 - ・ 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設等

○資金利率 無利子

○借入限度額 3,700万円

○償還期限 17年以内（うち据置5年以内）

○担保・保証 実質無担保・無保証人

47

3. 青年等就農資金を利用する際の注意事項

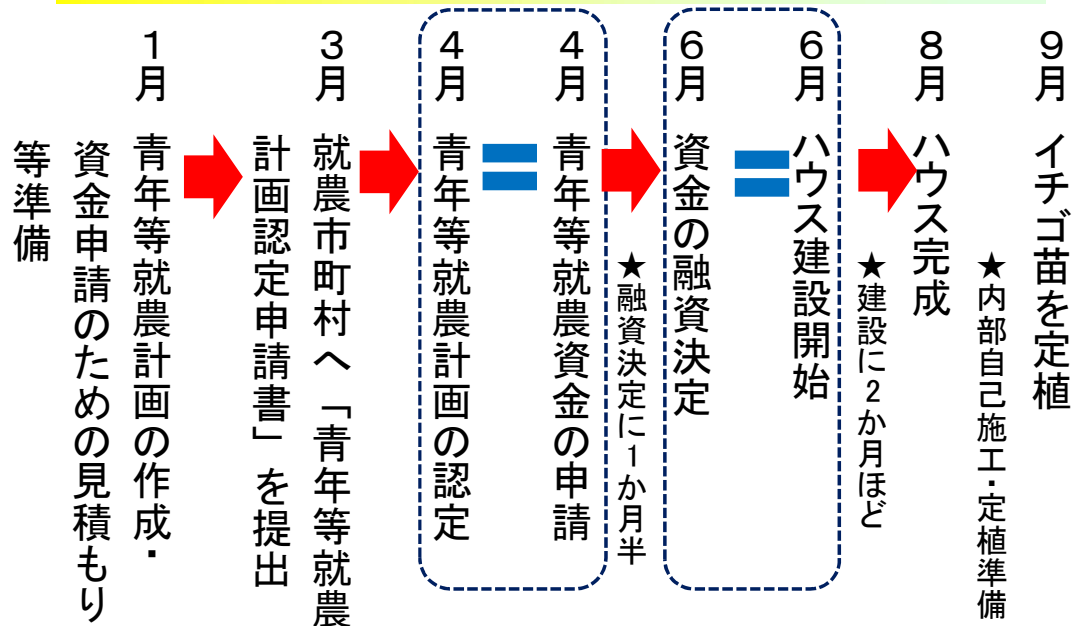
- ・認定新規就農者が利用できる、無利子の融資。
- ・お金を借りて、自由に購入する、ものではない。
- ★農業経営において、A、Bが必要、その見積額が〇〇円、△△円だから、合計◇◇円の融資を希望、と申請。
- ★融資の許可がおりると、通帳に◇◇円が振り込まれ、すぐに支払いがされる。
- ・返済は、自分の設定した支払月に、口座から引き落とされる。
- ※先に支払いを済ませたものは青年等就農資金の対象にならない。
- ※申請から、融資の決定が下りるまで、1か月半から2か月かかる。
- ※申請時に、返済計画を提出。その内容によって、融資がおりない場合もある。

48

48

就農までのスケジュール

【イチゴでハウス新設の場合】



49

49

今後の流れ

1. 申込時に送信されたメールに記載のURLからアンケートに回答(2日以内)
2. 回答後に送信されたメールに記載のURLから個別相談を申し込み(希望者のみ)
※個別相談実施前に就農相談カルテを作成して提出してください。
3. 農起業支援ステーションで個別就農相談
4. 就農地と品目が決まったら就農希望地での就農相談(県内8か所の農起業支援センター)

50

50